

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第46回）議事概要

1 日時

令和2年11月26日（木）午後2時30分から午後4時25分まで

2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

3 出席者

（委員）別紙のとおり

（説明者）札幌地方裁判所事務局総務課長，同総務課課長補佐

（庶務）札幌地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局次長，同総務課長，同総務課課長補佐

4 議事トピックス

(1) 委員会のテーマを「緊急事態における裁判所の対応について」として，札幌地方裁判所事務局総務課課長補佐から別添資料1に基づき裁判所における防災対策を，同総務課長から別添資料2に基づき裁判所における新型コロナウイルス感染拡大防止策を，それぞれ説明しました。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止措置がなされた法廷を見学しました。

(3) 次回の委員会では，「民事訴訟手続のIT化」をテーマとして協議する予定になりました。

（議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、■：委員長，○：委員，□：説明者と表示)

【緊急事態における裁判所の対応について】

- (1) 札幌地方裁判所事務局総務課課長補佐から裁判所における防災対策について説明した。
- (2) 裁判所における防災対策についての質疑応答
 - 私の経験上、車いすを使用している方の避難については慎重な対応が求められると考えています。エレベーターが停止した際に、階段で車いすを使用している方を優先的に避難させると、階段の移動中に他の避難者との接触などで事故が生じる可能性がありますし、事故を避けるため避難の順序を最後にすることについては配慮を要する方の避難として不相当だと思われまますので、それらを検討した上での避難が必要だと思います。
 - 各フロアで編成された地区隊においても、避難誘導の際に車いすの方をどのように避難させるかについてイメージはしているところですが、今後訓練等を通じて、委員に指摘いただいた視点を踏まえて、避難の在り方について検討していければと考えています。
 - 被告人や傍聴者についての避難訓練は行われているのでしょうか。
 - 先ほど御説明した防災訓練においては、シナリオで場面設定をしており、例えば、ある法廷では裁判中であるとして、当事者として配役した職員をどう避難させるかなどの訓練も行っています。とりわけ裁判所においては、刑事被告人という身柄を拘束されている当事者もおりますので、刑事収容施設の職員等との連携も重要なものと考えています。
- (3) 札幌地方裁判所事務局総務課長から裁判所における新型コロナウイルス感染拡大防止策について説明した。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止措置のなされた法廷を見学した。
- (5) 全体を通しての質疑応答，意見交換
 - 感染症対策マニュアルといったものは裁判所に整備されているのでしょうか。私の所属している組織においては、感染症対策マニュアルを既に整備しており、マスクやアルコール消毒液などの備蓄もしていただきましたので、今回の新型コロナウイルス感染症発生時にもスムーズに対応することができました。マニュアルがない組織においては、マスクの調達が困難であったとの話も聞きましたので、マニュアル整備の必要性は高いと考えています。
 - 新型インフルエンザ等の感染症に関する取決めはありますが、新型コロナウイルス対策に関しては、随時検討を行っている段階であって、現時点では、マニュアル

という形での整備には至っておりません。

- 春の緊急事態宣言時にはどの組織も業務停止をしていましたが、その当時よりも感染者が多くなっている現在においても、司法インフラとしての裁判所の最低限の機能維持のため、IT化ツールなどを利用しながら、できる限り裁判期日が開かれるような配慮や工夫をお願いしたいと思います。

また、エレベーター内の密集対策についても、注意書きを掲示するなどの何らかの対策があればよいと感じました。

- 裁判手続における工夫例としては、裁判所に来庁することなく訴訟を進められる書面による準備手続を広く採用していること、先ほどお話にもありましたウェブ会議を活用しているといったことが挙げられます。今後も裁判期日の維持に関しては、鋭意努めていきたいと考えています。

■ 委員の方々の所属組織における新型コロナウイルス対策を御紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

- 新聞社においては、紙面を編集する拠点で勤務や取材をする記者の一部を別フロアで業務させ、感染リスクを低減する対策を行っています。また、マスク着用や換気といった一般的対策のほか、これまで集合して行っていた会議をオンラインによって開催しています。取材についても、コロナ禍においては、取材の相手方が対面での取材を希望せず、オンラインによって行うことも増えてきています。対面での取材と同レベルの情報を得られないと感じることもありますが、一方で、取材の相手方の中には、オンラインに慣れており、対面よりオンラインによる取材の方がやりやすいという方もいらっしゃいます。

- 放送局においては、事務部門、番組制作部門、報道部門でそれぞれ事務内容が異なりますので、部門ごとの対策がとられています。事務部門においては、時差出勤やテレワークを主な対策としており、番組制作部門においては、出演者同士の間にはアクリル板を置くことやこれまで複数の出演者のメイクをメイク室で同時に行っていたものを一人ずつ行うなど同じ空間に人が密集しないようにすることなどの対策をとっています。報道部門においては、取材時に離れた場所から録音できるよう長いマイクポールを使用するなどの対策がとられています。また、報道部門において、取材を行ってきた記者ができるだけ同じ空間にいないようにするなどの工夫はしていますが、どうしてもデスク、記者、映像編集者、CG作成者などが一体となって作業することもあり、できるだけ密集しないように配慮はしているものの、その点についてはいまだ課題であると感じています。また、リモート出演については、新型コロナウイルスによって新しい映像表現として広まったと感じていますが、一方で、人同士のコミュニケーションにおいては非言語で得られる情報も多く、リモー

トでは対面で得られていた情報全ては得られないことを実感しているところです。

- 大学では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として行動指針、BCPを策定しておりまして、レベルを0から4までの5段階としています。0は何らの制限がないレベル、4は大学閉鎖というレベルとなっています。緊急事態宣言下ではレベル3という制限が大きな段階までに至りました。レベル3は、実験を中止にすることにより甚大な損害が生ずる場合のみスタッフが研究室に立入可能であり、それ以外は入室禁止、授業は全てオンライン、課外活動は禁止という段階です。その後、感染状況が落ち着き、レベル2ないし直近ではレベル1まで段階を下げていました。レベル1の段階では感染防止対策をとれば研究活動、対面授業及び課外活動も行うことが出来ましたが、道知事の要請等もあり、11月18日からレベル2の段階となっています。授業はオンライン授業中心となり、レベル1では対面で行っていたゼミについてもオンラインで行っていますし、課外活動は全面禁止となっています。

■ 裁判所においては、経験や知見のない中で、緊急事態宣言下では国民の生命と健康の確保を最優先に考え、裁判期日の取消しをせざるを得なかったところですが、現在は最高裁において専門家の知見を踏まえた対策の検討がなされており、今後はその検討に基づき、また、国や北海道の方針を取り入れながら対策を進めてまいります。

また、先ほど説明がありましたが、裁判所における感染防止への取組や裁判期日情報については、ホームページにより国民に対して周知しているのですが、裁判所の利用者への周知の在り方という点で、何か御意見などはありますでしょうか。

- 周知の点というところとは異なるのですが、法廷における傍聴席が感染防止策として使用制限されている点については、裁判の傍聴を希望する方に対して制約を課していることとなりますが、裁判の公開という観点から、裁判所はどのように考えているのでしょうか。

- 先ほど見学していただいた法廷は、札幌地裁の中では広い法廷でして、裁判官が単独で民事事件を行っている法廷ではさらに傍聴席数が少ない法廷もあります。御指摘のとおり、裁判の公開の観点から、可能な限り傍聴席数を確保することが求められる一方で、感染拡大防止のため、一定の距離を確保することも必要であり、双方の要請を検討した上で、現在の席数となっているところです。いずれにせよ、一定の席数を確保できないことには公開された裁判といえないと考えておりますので、その点を踏まえて、今後も対応していきたいと考えています。

■ 裁判所においては、民事訴訟においてITを利用した手続が開始されているところですが、委員の方で、相手方との対応について、対面あるいは非対面での対応に関し、何か御紹介いただけますでしょうか。

○ 個人としては電話での対応が増えたと実感していますが、他の方からはウェブでの対応が増えたという話も聞いています。また司法書士会として、これまでは面談相談も行っていたが、コロナ禍で中止になっていることもあり、引き続き電話相談は継続した上で、ウェブ相談やADRセンターでのウェブ調停なども現在検討しているところです。ただ、ウェブ対応ということになると、相手方がどこにいるかわからないことから守秘義務に関連して問題はないのか、エンパワーメントをリモートでどこまで行うことができるのかなど、悩みつつ検討している段階ではあります。

■ 先ほどお話いただきましたが、ウェブ対応となるとコミュニケーションにおける非言語的な部分でのやり取りがかなり制約されるという点について何かありますでしょうか。

○ テレビにおいては、スタジオで出演している場合もリモート出演の場合にも同様の精神状態で出演していると思われまし、自宅からのリモート出演の場合には、むしろリラックスしていることもあるかと思いますので、テレビ出演という点では一長一短の面はあるかと思います。ただ、コミュニケーションという点では、身振り手振りという点もありますが、言葉の間などもリモートだとわかりづらいこともあり、私個人としては難しい面もあると感じているところです。

■ 民事訴訟手続におけるウェブ会議の利用については、円滑なコミュニケーションを図るために、その方法等について弁護士会と連携しつつ検討しているところです。

その他、裁判所の新型コロナウイルス対策として何かお気づきになったことがある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

○ 密集を避けるため、当事者が滞留しない方法での期日指定の例を説明いただきましたが、細かく時間を分けて期日指定することは、新型コロナウイルスに関係なく、当事者には利益があると思しますので、コロナ禍を契機として今後継続されてはどうかと感じました。

次に、最高裁における検討に基づいて、傍聴席の間隔を2席から1席としたと説明がありましたが、その後に札幌においては感染が拡大しています。場合によっては、全国一律の対応ではなく、地域の感染状況に応じた対策というものもあってもよいと思いました。

また、刑事事件の被告人については、マスクのほかフェイスガードを装着している姿を見たことがあるのですが、何か取り決めはあるのでしょうか。裁判員にとっては、被告人の表情の確認も大切な要素であると感じましたので質問させていただきます。

■ 最終的には裁判体の判断となりますが、一般的にはマスク着用が原則とされてお

り、被告人の表情を確認する必要があるなどの事情がある場合には、一定の距離を確保した上でフェイスガードなどを着用することもあると聞いております。

時間をずらしての期日指定という点について、お気づきの点はありますでしょうか。

- 私の感覚でいうと、昔は事件数が多く、同時刻に相当数の事件が指定されており、法廷前廊下にも人が溢れていたと思いますが、近年はそこまでの状態にはないと思われ、あまり意識して考えたことはありませんでした。
- 事件数の多い東京地裁などでは同時刻に複数の事件を指定せざるをえないと聞いておりますが、物理的に可能であるならば、現在のように時間をずらして期日指定することが望ましいと考えております。
- 先ほど委員からもお話のあった傍聴席の間隔を2席から1席として、制限を緩和したという点についてですが、最高裁においては、専門家の意見も取り入れて検討されており、傍聴人については、マスクの着用と原則発言をすることはないということ踏まえると、2席の間隔は必要ないとされていますが、傍聴人の方が全く発言することはないとまでは言い切れないこと、傍聴人という性質上、裁判所で氏名などを確認しておらず、万が一の際に連絡を取ることができないことなどから、1席の間隔をとることが必要であるとされていると聞いております。今後についても、御指摘のとおり、地域の実情を踏まえながら、柔軟に対策を検討してまいりたいと考えています。

【次回のテーマについて】

- 新型コロナウイルス対応については、今後も情勢が変化することとされますので、次回委員会においても、継続して取組等を紹介することとさせていただき、メインとなるテーマは別のものを設定したいと思いますが、どなたか御意見ありますでしょうか。
- 本日の委員会でも、新型コロナウイルス感染防止対策としてウェブ会議について話題となっていました。令和2年2月から、札幌地裁では、民事訴訟においてウェブ会議を活用した争点整理が始まったところであり、12月からは全国の地方裁判所においてウェブ会議の利用が始まるという状況になっております。新型コロナウイルス感染防止対策として開始されたものではありませんが、このコロナ禍においては、非常に便利に利用できるとして活用が進んでいるところです。そこで、札幌地裁におけるウェブ会議の実施状況を紹介しつつ、民事訴訟手続のIT化について取り上げ、委員の皆さんからご意見をいただければと考えます。そこで、次回のテーマは「民事訴訟手続のIT化」でいかがでしょうか。

(他に意見なし)

■ それでは、「民事訴訟手続のIT化」をテーマとしたいと思います。

【次回の予定について】

次回は、令和3年5月28日（金）午後2時30分から札幌地方裁判所大会議室で開催することとなった。

(別紙)

出席札幌地方裁判所委員会委員一覧

大 賀 浩 一	札幌弁護士会弁護士
高 木 勝 己	札幌地方裁判所部総括判事
高 橋 美 幸	札幌司法書士会副会長
滝 沢 淳 一	北海道放送株式会社報道制作センター報道部長
野 田 耕 志	北海道大学大学院法学研究科教授
古 田 佳 之	株式会社北海道新聞社編集局報道センター一部次長
本 多 知 成	札幌地方裁判所長
三 澤 健	公益社団法人札幌消費者協会理事

(五十音順敬称略)